



## 法人税基本通達等の一部改正について

UHY Tax ニュースレター / 2017年12月

平成29年度税制改正により、企業再編税制の一部、役員報酬、税務申告書提出期限などについて改正が行われました。ここでは、役員報酬について解説します。

### (1) 退職給与及び新株予約権による給与に係る取扱いの見直し

業績に連動する退職給与は、所定の業績連動給与の要件を満たすものに限り、損金の額に算入することとされた。また、新株予約権による給与は、事前確定届出給与又は所定の業績連動給与の要件を満たすものに限り、損金の額に算入することとされた。

### (2) 定期同額給与の見直し

定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額である場合には、その定期給与のその各支給時期における支給額は、同額であるものとみなすこととされた。

### (3) 事前確定届出給与の見直し

- イ. 所定の時期に確定した数の適格株式又は適格新株予約権（以下「適格株式等」という）を交付する旨の定めに基づいて支給する給与（以下「確定数給与」という）が対象に追加されるとともに、その定めの内容に関する税務署長への届出が不要となる給与の対象に一定の新株予約権による給与が追加された。
- ロ. 所定の時期に確定した額に相当する適格株式等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与は、所

定の時期に確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当するものとされた。

- ハ. 確定数給与に係る税務上の費用の額は、交付する旨を定めた日における1単位当たりの適格株式等の価額に交付数を乗じて計算した金額（交付決議時価額）とされた。

### (4) 利益連動給与の見直し

利益連動給与について、次の見直しが行われ、一定の業績連動給与を損金の額に算入することとされた。

- イ. 算定の基礎となる指標について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る）が追加されるとともに、職務執行期間開始日以後に終了する事業年度等の指標を用いることができることとされた。
- ロ. 利益の状況を示す指標又は上記イ.の追加された指標（以下「業績連動指標」という）を基礎として算定される数の適格株式等を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される適格新株予約権による給与が対象に追加された。
- ハ. 同族会社のうち同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与が対象に追加された。

○ 確定した額に相当する適格株式等の交付（基通9-2-15の3 新設）

確定した額に相当する適格株式又は適格新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与は、確定した額を支給する給与をいい、適格株式又は適格新株予約権の交付する数の算定に際して一に満たない端数が生じた場合において、適格株式又は適格新株予約権と一に満たない端数の適格株式又は適格新株予約権の価額に相当する金銭を交付しないこととしたときは、確定した額を支給する給与には該当しないことを明らかにした。

○ 業績指標その他の条件により全てが支給されない給与（基通9-2-15の5 新設）

法人がその役員に対して支給する給与について、業績指標（その法人又はその法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標をいう。以下同じ）その他の条件により、その全てを支給するか、又はその全てを支給しないかのいずれかとすることを定めた場合におけるその定めに従って支給する給与は、業績連動給与に該当せず、事前確定届出給与の対象となることを明らかにした。

○ 業績指標に応じて無償で取得する株式の数が変動する給与（基通9-2-16の2 新設）

譲渡制限付株式による給与で、無償で取得する株式の数が業績指標に応じて変動するものは、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金の額に算入される業績連動給与のいずれにも該当しないことを明らかにした。

○ 有価証券報告書に記載されるべき金額等から算定される指標の範囲（基通9-2-17の3 新設）

利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標には、有価証券報告書に記載される連結財務諸表に記載されるべき金額等から算定される指標が含まれることを明らかにした。

○ 一に満たない端数の適格株式等の価額に相当する金銭を交付する場合の算定方法の内容の開示（基通9-2-19の2 新設）

適格株式と一に満たない端数の適格株式の価額に相当する金銭を併せて交付することを定めている業績連動給与については、法人税法第34条第1項第3号イ(3)の開示は、交付する適格株式の数の算定方法の内容のみの開示で差し支えないことを明らかにした。適格新株予約権を交付する場合の開示についても同様である。

○ 業績連動給与に該当しない退職給与（基通9-2-27の2 新設）

いわゆる功績倍率法に基づいて支給する退職給与は、業績連動給与に該当しないことから、法人税法第34条第1項の規定の適用はないことを明らかにした。

---

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

---



## CONTACT

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: [tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp](mailto:tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

